

内閣参質二一七第一九七号

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「戦史叢書 支那事変陸軍作戦へん——昭和十三年一月まで——」（以下「叢書」という。）は、防衛庁防衛研修所戦史室（当時）が昭和五十年に編さんしたものである。

二について

お尋ねの日本軍の南京入城については、昭和十二年十二月に行われたものと認識している。

三及び五から七までについて

お尋ねの「事前に日本軍が非戦闘員の殺害や略奪行為等を指示したこと」及び「事前の指示」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。いずれにせよ、叢書においては、先の答弁書（令和七年五月二十三日内閣参質二一七第一一八号）でお答えした記載があるものと承知しており、また、御指摘の「南京事件」については、種々の議論があることは承知しているが、これまで公になっている文献等から総合的に判断すれば、非戦闘員の殺害又は略奪行為等があったこ

とは否定できないと考えている。

四について

お尋ねの「一九三七年における日本軍が、一九七五年に編さんされた当該叢書によって指示を受けることは可能か否か」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。